

東京神学大学学長 芳賀 力 殿
東京神学大学理事長 近藤勝彦 殿

2022年4月19日

公開質問状 5回目

信徒共同代表者

1. 松原和仁（富山鹿島町教会長老）
2. 梶原友広（石巻山城町教会長老）
3. 雲野士朗（栗平教会長老）

主の御名を讃美いたします。

私共信徒は今まで4度の質問を重ねてきましたが、その都度疑問点が増え、誠実な回答がなされていないという思いを深くしています。2022年2月21日付の4回目の回答に至っては世間一般の常套文言である「開示義務がない」「裁判に係わる」と言って、回答拒否も同然です。共に主イエス・キリストを信じ、神さまの御心を祈り求める兄弟姉妹としての聖徒の交わりにある者の姿勢と言えるのでしょうか。今回下記の5点につき、真実かつ誠意ある回答を望みます。

(1) 4回目の質問に対し、2月21日付の回答書では「資産運用規定を順守している」「運用規定の2条の許容するところ」とのお答えですが、その根拠についてわかりやすく説明してください。その際、ドイツ銀行発行の仕組債購入と「資産運用規定」第2条1項の「安全第一とし」、「元本返済の確実な方法によるもの」、「利回りについて確定利付きのもの」との関係について説明してください。

(2) 前回質問2への回答で「金融債の場合には信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄は、運用規定第2条の定める許容するところ」との回答ですが、第2条ではなく第4条の間違いです。しかし第4条は「公債など明らかに高い信用力を有するもの以外は信用ある格付機関のいずれかによりAA格以上の格付けを得ている銘柄とする」なっています。A格ではなくAA格です。したがってドイツ銀行仕組債購入は第4条2項にも違反しています。この点についても説明してください。

(3) 2017年ドイツ銀行仕組債2本購入時、SMBC日興証券と交わされた契約書及び重要事項説明書のコピーの提出を求めます。なぜなら献金者は用途目的限定の基金の使われ方を知る権利があります。

(4) 資産運用規定第3条に責任者は学長理事と規定されています。運用にあたり、9千万円の損失が出ていることは、すでに認めているのですから、資産運用規定第2条1項及び第4条2項に違反した学長はどのような責任を取られるのか、どのような賠償責任を負っておられるのか明らかにしてください。

(5) 東京地裁2021年12月22日付で不法行為による損害賠償責任が認められた判決を受けたこと、さらに継続中のパワハラ訴訟などで一連の「被告」として訴えられていることに対し、学長は、宗教者としての責任をどのように考えておられますか。

(6) 2021年度に東京神学大学に交付された私学助成金は、日本私立学校振興・共済事業団のHPから経常費補助金として3255万円であることが明らかになっています。数年前には、およそ9千万円の私学助成金が交付されていたと聞いています。2021年度の当初の予算、補正予算では5500万円となっていました。助成金の交付額が予定額より約4割(2200万円余)も減額されたことは、驚きであり、重大な問題です。減額された事実とその理由、責任の所在について、諸教会、献金者に隠蔽せずに説明すべきと思います。学長と理事長の見解をお聞かせください。

以上の質問に2週間以内にお答えくださるようお願いいたします。

送付先： 梶原友広宛